

大牟田市避難者支援活動促進交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の指定避難所又は自主避難所（以下「指定避難所等」という。）や各校区が独自に避難者を受入れている施設（以下「地域の避難場所」という。）における地域の支援体制を構築するとともに、災害時に自分で避難することが困難で特に支援が必要な者（以下「要配慮者等」という。）への地域による避難支援を促進するために、大牟田市避難者支援活動促進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付)

第2条 市長は、対象となる自主防災活動を行った大牟田市校区まちづくり協議会及び大牟田市校区町内公民館連絡協議会（以下「協議会等」という。）に対し、予算の範囲内において交付金を交付することができる。

(対象となる自主防災活動)

第3条 対象となる自主防災活動は、次の各号に掲げるとおりとする。（以下「避難支援」という。）

- (1) 要配慮者等への安否確認や避難の呼びかけ等
- (2) 指定避難所等や地域の避難場所における避難者の受入れや相談対応、避難者ニーズの把握等（以下「避難所支援」という。）
- (3) 指定避難所から地域の避難場所への救援物資等の運搬（以下「物資運搬支援」という。）
- (4) 在宅の避難者に対するニーズの把握や救援物資等の配布（以下「在宅者支援」という。）

(交付の要件)

第4条 交付金は、次の各号の要件を満たす協議会等に交付する。

- (1) 災害時において、前条の対象となる自主防災活動を実施する体制が整っていること。なお、活動については、前条第1号及び第2号のみでも可とする。
- (2) 地域の避難場所で受入れを行う場合は、施設が安全であること。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 避難支援

指定避難所等の開設時に第3条第1号の活動を実施した場合、1回あたり5,000円。

(2) 避難所支援

指定避難所等の開設時に第3条第2号の活動に対し交付される交付金の額は、指定避難所等1か所について、1回の開設で次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- ア 開設時間が24時間までの場合 3,000円
- イ 開設時間が24時間を超えて48時間までの場合 6,000円
- ウ 開設時間が48時間を超えて72時間までの場合 9,000円
- エ 開設時間が72時間を超えて96時間までの場合 12,000円

オ 開設時間が96時間を超える場合 15,000円

(3) 物資運搬支援

災害救助法が適用となる大規模災害発生時に第3条第3号の活動を行った場合、1回あたり10,000円。

(4) 在宅者支援

災害救助法が適用となる大規模災害発生時に第3条第4号の活動を行った場合、1回あたり10,000円。

(5) 初期整備費

地域の避難場所を新たに設置する場合、看板設置や備蓄品等など必要な経費として、1か所あたり1回に限り10,000円。但し、市より備蓄資材の支給を受ける場合は、この限りではない。

(計画の承認)

第6条 交付金の交付を受けようとする協議会等は、あらかじめ大牟田市避難者支援活動促進交付金事業活動計画承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」という。)に大牟田市避難者支援活動促進交付金事業活動計画書(様式第2号)を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、提出された承認申請書の内容について審査し、その内容が適正と認められるときは、活動計画の承認を行い、その旨を大牟田市避難者支援活動促進交付金事業活動計画承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条の承認を受けた協議会等のうち交付金の交付を受けようとする協議会等は、大牟田市避難者支援活動促進交付金交付申請書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大牟田市避難者支援活動促進交付金活動実績報告書(様式第5号)
- (2) 大牟田市避難者支援活動促進交付金要配慮者一覧(様式第6号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大牟田市避難者支援活動促進交付金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に当たって必要があると認めるときは、当該決定に条件を付けることができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条に規定する交付金の交付決定を受けた者(以下「交付決定協議会等」という。)は、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない

ない。

(交付金の請求及び支払)

第 10 条 交付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定協議会等」という。）は、前条第 1 項の通知があったときは、速やかに市長が指定する様式の請求書により当該交付金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求を受理した日から 30 日以内に当該請求をしたものに交付金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 市長は、交付決定協議会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部若しくは一部の交付を取り消し、交付金の交付を停止し、又は交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により交付金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付金の交付に係る要件に違反したとき。

(3) その他、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消し等により交付決定協議会等に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後の大牟田市避難者支援活動促進交付金交付要綱の規定は令和 6 年度の交付金から適用する。